

環 保 第 2 2 8 6 号
令 和 6 年 2 月 1 9 日

国土交通省九州地方整備局
九州地方整備局長 森戸 義貴 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

中九州横断道路（大分～犬飼）計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地
からの意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定により、令和5年12月21日付けで意見を求められたことについては、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果において、道路の存在による動物、植物、生態系、景観の各要素について、「今後の具体的なルートや道路構造の検討により影響の低減が可能であると考えられるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。」とあるが、各ルート帯は、それぞれ異なる生態系や景観を有していることから、既存資料による調査のみでは不確実性が一定程度存在すると考えられる。

そのため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、計画段階配慮事項に係る各環境要素における予測・評価の結果を踏まえて、ルート帯を選定した根拠を詳細に記載すること。

また、環境影響評価項目の選定に当たっては、工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の各段階において、ルート帯の自然的状況及び社会的状況に応じて適切に選定すること。

2 個別的事項

(1) 大気質、騒音

ルート帯案②及び案③については、集落・市街地等を通過するため、住居等保全対象への自動車の走行による大気質及び騒音の影響が案①に比べて大きいことから、周辺地域への影響を極力回避又は低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。

方法書以降の手続きにおいては、住居等保全対象への影響を適切に把握するため、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境

事業実施想定区域における道路建設事業は、どのルート帯であっても大野川水系の河川への影響が考えられる。そのため、方法書以降の手続きにおいては、水環境への影響を十分に調査、予測及び評価すること。

(3) 動物、植物、生態系

事業実施想定区域及びその周辺には、重要な動物の生息、植物種・群落の生育があることから、方法書以降の手続きにおいては、専門家の意見を十分に聴取し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 景観

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の景観資源や主要な眺望点が分布しており、どのルート帯においてもこれらに影響を及ぼす可能性がある。ルート帯に含まれる大分市、豊後大野市、隣接する臼杵市の意見を踏まえた上で、各自治体の景観計画との整合性を図ること。

(5) 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施想定区域及びその周辺には、鶴賀城跡、吉野梅園等が存在しているため、配慮すること。

(6) 文化財

大分県教育委員会及び関係市教育委員会と事前協議を行い、必要に応じて文化財の調査等について可能な限り協力すること。

(7) その他

工事の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の排出を抑制するとともに、再利用に努めること。